

福井県報

第 2526 号
平成 26 年
5 月 13 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告 示

○有害な興行の指定(二四八・県民安全課)……………一

○農地中間管理機構の特例に関する事業規程の承認(二四九・地域農業課)……………一

○福井県水源涵養地域保全条例の規定による水源涵養地域の指定(二五〇・森づくり課)……………二

○土地改良区の定款変更の認可(二五一・二五五・嶺南振興局)……………三

公 告

○平成二十六年毒物劇物取扱者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………四

○平成二十六年登録販売者試験の実施(同)……………四

○土地改良区の役員の退任(二件・嶺南振興局)……………五

○土地改良区の役員の就任(二件・同)……………五

○公共測量の終了(土木管理課)……………五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部情報管理課)……………五

監査委員告示

○監査の結果に基づく措置の公表(一一)……………七

○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(一一三)……………九

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施(五四・生活環境課)……………九

公立大学法人福井県立大学公告

○一般競争入札の実施……………一一

告 示

福井県告示第248号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成26年4月30日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	阿鼻叫喚！熟女の三所責め	浜野組<新日本映像>
映画	強制飼育OL肉奴隷	友松組<オーピー映画>
映画	僕のオッパイが発情した理由	浜野組<新日本映像>
映画	色道四十八手 たからぶね	P G G びんくら、びんくら×P G < P G G びんくら >
映画	美人教師 淫乱舌なめずり	友松組<大蔵映画>
映画	女子トイレエッチな密室	中川組<オーピー映画>
映画	赤×ピンク デイスクターズ カット版	ザッフル<KADOKAWA>
映画	熱い吐息 股間のよだれ	榎本組<新東宝映画>
映画	美人姉妹 月下の凌辱	加藤組<オーピー映画>
映画	絶品姉妹の秘密めぐり	渡辺(元)組<大蔵映画>
映画	カニバル(原題) CANNIBAL	プロードメディア・スタジオ(スペイン)

福井県告示第249号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、公益社団法人ふくい農林

水産支援センターの農地中間管理機構の事業の特例（以下「特例事業」という。）に関する事業規程を承認したので、法第8条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 承認年月日 平成26年4月30日
- 2 特例事業を行う者の名称および住所
名称 公益社団法人ふくい農林水産支援
センター

住所 福井市松本3丁目16番10号

- 3 特例事業の実施区域

本県における農業振興地域の区域

- 4 当該承認に係る事業の種類

- (1) 農地売買等事業（法第7条第1項第1号に規定する事業をいう。）
- (2) 農地売渡信託等事業（法第7条第1項第2号に規定する事業をいう。）
- (3) 農業生産法人出資育成事業（法第7条第1項第3号に規定する事業をいう。）
- (4) 研修等事業（法第7条第1項第4号に規定する事業をいう。）

福井県告示第250号

福井県水源涵養^{かんよう}地域保全条例（平成25年福井県条例第19号。以下「条例」という。）

第10条第1項の規定に基づき、水源涵養地域を指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

なお、図面および関係書類を次に掲げる場所に備え置き、公衆の縦覧に供する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 水源涵養地域に指定する区域

- (1) 平成25年7月2日から平成25年12月31日の間に、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）

第25条の規定により指定された水源かん養保安林

- (2) (1)に掲げるもののほか、下記に掲げる土地のうち法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林

市 町	大 字	字
福井市	畠中町	4 1 字大畑、5 6 字三頭、6 3 字豊等利原、6 4 字東 奥山
		東天田町 3 1 字野徳、3 5 字野徳一
高浜町	青	1 字宮ヶ谷、2 字上ノ畑谷、3 字東仙菴、1 8 字大 段、1 9 字猿ヶ崎、2 0 字熊ヶ下、2 1 字清水、2 2 字堂ノ佐古、2 3 字山崎、2 5 字中川原、2 7 字 駄喜美谷、2 8 字仁賀良谷、2 9 字円城寺、3 0 字 爰神、3 1 字西ヶ谷、3 2 字梅ヶ谷、3 3 字美利谷、 3 4 字長畑
今寺		1 字行谷、2 字宮ノ上、3 字鹿島、7 字堂地、1 2 字西ヶ岡、1 3 字谷田、1 5 字上坂田、1 6 字下坂 田、1 9 字百町、2 1 字上鳥居林、2 2 字下鳥居林、 2 3 字上落谷、2 4 字松木田、2 5 字小松田、3 0 字仲ノ佐幸、3 1 字杉田和、3 2 字下東落谷、3 3 字鳥居ヶ壇、3 4 字上畑、3 5 字青葉山
上津		1 字サヅ峠、2 字興大茅谷、3 字大茅谷、4 字中ノ 谷、5 字塙所、6 字霜ヶ谷、7 字川田、1 2 字スノ コ、1 5 字長通、1 7 字茶島、1 8 字村中、1 9 字 坂、2 0 字早田、2 1 字シモ、2 3 字ヌマ、2 4 字 大畠、2 5 字ウエ、2 6 字ヒガシ、2 7 字堂屋鋪、 2 8 字荳葉谷、2 9 字峠尻
鎌倉		1 4 字曾和
小和田		1 字子生山、2 字上弥山、3 字漆垣、4 字野浦、5 字茗町畑、6 字梨ノ木山、7 字亀岩、8 字鉢ヶ窪、 9 字蛇ヶ田、1 0 字黒杭田、1 1 字上谷、1 2 字口 上谷、1 5 字奥笹谷、1 6 字由里、2 0 字黒金、2 2 字休場、2 4 字玉泉坊、2 5 字立稲木、3 0 字崩 山、3 1 字岩畑、3 2 字暗堂路、3 3 字高塚、3 4 字惣田、3 5 字二子山、3 6 字松鎌、4 3 字岡田、

	5 1 字加茂川、5 7 字宮、7 6 字弥山、7 7 字タイ山
関屋	2 字下謙定、3 字大荷、6 字上樞、7 字野短谷、8 字新谷、1 4 字平山、1 6 字細尾、1 8 字市場谷、1 9 字隠し谷、2 0 字下足谷、2 1 字比門谷、2 3 字柳谷、2 6 字狸ヶ京、2 8 字中波佐、3 2 字瀧ノ本、3 7 字大江池、4 1 字井上、4 5 字普賢堂、4 8 字寺山、7 1 字上岸本、7 2 字波佐、7 5 字黒谷、7 8 字平野、8 0 字狭佐占、8 1 字黒部谷、8 2 字上謙定、8 3 字長坪、8 4 字本御林、8 5 字猿林、8 6 字猪森嶽、8 7 字猪鼻峠、8 8 字三谷場、8 9 字才柏
高野	1 字下稲ヶ谷、2 字九内苅、3 字上稲ヶ谷、6 字岡ノ三、7 字的場、1 1 字下々垂占、1 4 字西岡ノ二、1 5 字西岡ノ一、1 7 字上段ノ一、1 8 字後山、1 9 字上段ノ三、2 1 字上段ノ二、2 2 字深田、2 7 字中道、2 8 字村中、2 9 字堂ノ上、3 2 字菅蒲原、3 3 字午山、3 4 字父林、3 5 字向ノ上、3 7 字森ヶ後、3 8 字稲ノ下、4 5 字廣野ノ下、4 6 字廣野前、4 7 字廣野向、4 8 字日上利、4 9 字山中、5 0 字大岩谷、5 4 字甲田、5 5 字青野谷、6 0 字幸谷、6 2 字測ヶ本、6 4 字比源地、6 5 字東谷、6 7 字瀬垣、6 9 字青野、7 1 字琵琶田二、7 2 字波坐、7 4 字狭左近二、7 7 字船繋岩、7 8 字早左近、7 9 字行谷、8 0 字傳堂、8 1 字大谷、8 2 字横ノ段、8 3 字鳥帽子岩
東三松	4 5 字池ヶ谷奥、4 6 字后谷口、5 0 字東大谷、5 1 字大谷、5 2 字堂屋敷、5 3 字峠、5 4 字東笹尾、5 5 字笹尾、5 7 字入柴、5 8 字嶽山
日置	1 字治郎坊、2 字ロナン、3 字取転、4 字梅ヶ尾、5 字下取轉、7 字水ヶ谷、1 0 字行上、1 1 字ハサコ谷、1 7 字下幸助、2 0 字山崎、2 1 字稲ヶ谷、2 3 字奥花尾、3 0 字門前、3 5 字櫻谷、5 0 字中道、5 1 字峠
蒜島	1 字谷、3 字向畑、4 字登尾、5 字一本木、6 字谷口、7 字箱垣、1 2 字谷畑、1 3 字中畑、1 4 字助時、1 5 字タラ、1 6 字時佐古、1 7 字娶佐古

横津海	1 字草木原、2 字桑佐古、4 字佐分利尾、5 字ヲ井部、7 字森ノ上、8 字森ノ下、1 2 字備中谷、1 8 字佐古谷、2 3 字宮ノ上、2 4 字宮ノ脇、2 5 字宮ノ原、3 5 字鍵掛、3 6 字足谷、3 7 字子デモリ、3 8 字池ヶ谷、3 9 字大鳥越、4 0 字小鳥越、4 1 字朽ノ木谷
六路谷	2 字登尾、3 字山ノ神、8 字六瀬ヶ谷、9 字花ノ木、1 5 字センババ、1 7 字鍛冶屋谷、1 8 字日后谷、2 0 字日向谷、2 3 字宮ノ奥、2 4 字宮前、3 0 字谷神、3 1 字芋ザコ、3 3 字タソ、3 4 字大栗山、3 9 字堂ノ上、4 0 字上大久保、4 1 字中大久保、4 2 字下大久保、4 8 字后谷、4 9 字梅ヶ谷、5 0 字上長尾、5 1 字琵琶ノ木、5 6 字早刈、5 9 字黒谷、6 0 字御用谷、6 1 字段畑、6 2 字岩尾、6 3 字小谷、6 4 字真奥

2 縦覧に供する場所

福井県農林水産部森づくり課ならびに
 福井県福井農林総合事務所林業部、福井
 県坂井農林総合事務所林業部、福井県奥
 越農林総合事務所林業部、福井県丹南農
 林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局
 林業水産部および福井県嶺南振興局二州
 農林部

福井県告示第 2 5 1 号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)
 第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 6 年
 5 月 1 日付けで小浜国富土地改良区の定款変
 更を認可したので、同条第 3 項の規定により
 公告する。

平成 2 6 年 5 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第 2 5 2 号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)
 第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 6 年

5月1日付けで小浜府中土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第253号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成26年5月1日付けで今富尾崎土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第254号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成26年5月1日付けで小浜宮川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第255号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成26年5月1日付けで小浜東部土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づき

平成26年度毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「令」という。)第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

1 試験日時

平成26年8月8日(金)

午後1時から午後3時まで

2 試験場所

福井県立大学

吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

3 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物および劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物および劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては令別表第1に掲げる毒物および劇物ならびに特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。)

エ の性質および貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物および劇物の識別および取扱方法

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる写真を添えて、県内居住者は住所を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医薬食品・衛生課に提出すること。

なお、受験願書は県内の県健康福祉センターおよび福井県健康福祉部医薬食品・衛生課で配布する。

(1) 写真(出願前6か月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの)

1 葉 受験手数料

10,500円分の福井県証紙(消印しないこと。)を受験願書の所定の箇所にちよう付すること。

6 受験願書の提出期間

平成26年6月2日(月)から同年6月6日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は平成26年6月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

平成26年9月1日(月)午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県内の県健康福祉センターの掲示板上に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県内の県健康福祉センターあてに行うこと。

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定に基づき、平成26年度福井県登録販売者試験(以下「試験」という。)を実施するので、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

び生年月日を記載したもの)

1 葉

5 受験手数料

10,500円分の福井県証紙(消印しないこと。)を受験願書の所定の箇所にちよう付すること。

6 受験願書の提出期間

平成26年6月2日(月)から同年6月6日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は平成26年6月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

平成26年9月1日(月)午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県内の県健康福祉センターの掲示板上に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県内の県健康福祉センターあてに行うこと。

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定に基づき、平成26年度福井県登録販売者試験(以下「試験」という。)を実施するので、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

2 試験場所

福井大学 松岡キャンパス

吉田郡永平寺町松岡下合月23-3

3 試験方法

筆記試験

4 試験項目

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
(2) 人体の働きと医薬品
(3) 主な医薬品とその作用
(4) 薬事に関する法規と制度
(5) 医薬品の適正使用と安全対策

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書に次に掲げる書類等を添えて、県内居住者は住所を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医薬食品・衛生課に提出すること。

なお、受験申請書は、県内の県健康福祉センターおよび福井県健康福祉部医薬食品・衛生課で配布する。

(1) 薬事法施行規則第159条の5第2項に規定する受験資格を有することを証明する書類

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの)

1 葉

6 受験手数料

13,000円分の福井県証紙(消印しないこと。)を受験申請書の所定の箇所にちよう付すること。

7 受験申請書の提出期間

平成26年6月16日(月)から同年6月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず書留郵

便で行い、平成26年6月27日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 合格発表

平成26年10月3日(金)午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県内の県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

9 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県内の県健康福祉センターあてに行うこと。

小浜国富土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理 事	岩崎 稟	小浜市丸山42-22-1
”	藤田 善藏	小浜市羽賀72-46-2
”	柴田 長成	小浜市奈胡50-5
”	福永 吉孝	小浜市熊野49-11
”	久保 辰夫	小浜市次吉49-2
”	宮川 茂和	小浜市栗田30-5
”	出口 宏和	小浜市高塚17-53
”	宮谷 和夫	小浜市太良庄47-4
”	岡村 栄一	小浜市太良庄44-29
監 事	吉井 一博	小浜市次吉54-36
”	長谷川博文	小浜市栗田30-8
”	上野 茂雄	小浜市高塚15-15

小浜府中土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理 事	東野 正博	小浜市府中24-16
”	東野 和正	小浜市府中30-1
”	東野 守	小浜市府中24-25
”	岡本 克雄	小浜市府中26-8
”	東野 修巳	小浜市府中26-14
”	森田 司郎	小浜市府中24-19
”	森田 治	小浜市府中26-16
”	東野 重樹	小浜市府中22-25
”	滝 修三	小浜市府中23-14
”	島田 良弘	小浜市高塚9-1-10
”	竹中 和司	小浜市上竹原31-5
”	芝田 友貞	小浜市上竹原31-14
”	吉岡隆太郎	小浜市丸山42-44
監 事	河野 孝夫	小浜市府中24-12
”	内田 義信	小浜市府中27-2
”	服部 由幸	小浜市上竹原33-11

小浜国富土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理 事	澤田 和典	小浜市丸山42-16
”	上田 恵一	小浜市羽賀55-7
”	和田 安平	小浜市奈胡45-20
”	重田 弘	小浜市熊野70-27

”	吉井 益弘	小浜市次吉55-10
”	宮川 岩治	小浜市栗田31-8
”	出口 宏和	小浜市高塚17-53
”	岡村 栄一	小浜市太良庄44-29
”	高島佐太一	小浜市太良庄34-2
監 事	岩崎 龍市	小浜市丸山42-34-1
”	上田十四代	小浜市羽賀86-3
”	兼田 純男	小浜市太良庄41-9

小浜府中土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理 事	東野 正博	小浜市府中24-16
”	森田 治	小浜市府中26-16
”	東野 守	小浜市府中24-25
”	東野 修巳	小浜市府中26-14
”	岡本 克雄	小浜市府中26-8
”	東野 和正	小浜市府中30-1
”	東野 重樹	小浜市府中22-25
”	滝 修三	小浜市府中23-14
”	森田 司郎	小浜市府中24-19
”	竹中 和司	小浜市上竹原31-5
”	芝田 友貞	小浜市上竹原31-14
”	島田 良弘	小浜市高塚9-1-10
監 事	北川 賢治	小浜市府中25-13
”	村田 康郎	小浜市府中24-21-1
”	須田 嗣憲	小浜市上竹原31-20

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規程により、敦賀市より公共測量の終了についてのお知らせがあったので、同法第39条にお

いて準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。
平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 測量計画機関の名称 敦賀市
- 2 作業の種類 公共測量(道路台帳図作成)
- 3 作業の期間 平成26年1月6日から平成26年3月25日まで
- 4 作業の地域 敦賀市一円

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年5月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達(賃貸借)をする物品(以下「調達物品」という。)の名称及び数量
福井県警察ネットワーク機器(WAN)一式(長期継続契約)
 - (2) 調達物品の仕様等
 - (3) 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (4) 納入期限
平成26年9月30日(火)
 - (5) 履行場所
福井県警察本部警務部情報管理課が指定する場所
 - (6) 賃貸借契約期間
平成26年10月1日から平成31年9月30日までの60か月

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者

を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札

参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8515

福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部情報管理課情報

企画係

電話 0776-22-2880（内線2422）

(2) 入札説明書等の交付期間

平成26年5月13日（火）から平成26年6月3日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式3）に、必要と認められる書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成26年5月13日（火）午前9時から

平成26年6月3日（火）午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する（ただし、入札参加資格確認資料については、持参または郵便等での提出を可能とする。）。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）すること。

イ 提出先

〒910-8515

福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部情報管理課

6 入札書の提出方法、提出期間

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

平成26年6月23日（月）午前8時30分から午後5時までと

平成26年6月24日（火）午前8時30分から午後4時までの2日間

(3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法

審査委員会告示

福井県審査委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

平成26年5月13日

福井県審査委員	山本 芳男
同	玉村 和夫
同	辻岡 俊三
同	平鍋 順一

、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。

(7) 入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

平成26年4月1日から福井県の休日を含め、平成26年4月1日から福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580
福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 決算・物品ゾ
ループ
電話 0776-20-0253

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

A lease of Fukui Prefectural Police's network equipment (including maintenance)

(2) Date, Time of Bidding:
10:00 25 June, 2014

(3) Deadline for delivery:
30th September 2014

(4) Contract point for the notice:
Information Management Division
Fukui Prefectural Police
Headquarter, 3-17-1 Ote,
Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8515
Japan.
TEL0776-22-2880(extension 2422)

60で除した額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定に関する事項

この入札に係る契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは

入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間内に持参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

(7) 提出期限

平成26年6月24日（火）午後4時

（この期限までに必ず到着させること。）

(4) 提出方法

簡易書留郵便による。

(7) 提出先

〒910-8515

福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課

7 開札の日時および場所

(1) 日時

平成26年6月25日（水）午前10時

(2) 場所

福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部 入札室

福井県警察本部 入札室

8 入札の方法

入札書に記載する金額は、5年間の見積金額を60で除した額の108分の100に相当する額とすること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を

福井県知事からの措置報告

1 安全環境部

監査対象機関	監査結果報告年月日	監査の結果	措置の内容
海浜自然センター	平成26年2月7日	1 昨年度に引き続き、土地貸付料および行政財産使用料の調定が遅れていた。 2 展示専門委員会委員への報償費および費用弁償、清掃賃金、職員旅費など複数の支払が、著しく遅れていた。	1 今後は、年度当初に行う事務に関し、複数の職員でチェックして漏れないよう努める。 2 今後は、報償費、賃金、旅費等の支払に係る業務については、業務担当者との連絡を密にし、遅滞なく処理するよう、複数の職員でチェックして漏れないよう努める。

2 観光営業部

監査対象機関	監査結果報告年月日	監査の結果	措置の内容
歴史博物館	平成26年2月7日	1 工事請負費または修繕料で支出すべきオーブン収納庫前室内の壁樋の保温補修工事について、委託料で支出していた。 2 昨年度、一昨年度に引き続き、執行何の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。 3 現金領収した観覧料他について、昨年度に引き続き、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。	1 今後は、業務内容をよく確認の上、適正な科目が選ばれているか複数の職員により歳出科目等をチェックし、厳正な予算執行を行う。 2 今後は、執行何の入力が適切に行われるよう、事業担当者に加えて経理担当者がチェックを行うように改め、厳正な予算執行を行う。 3 現金の取扱いに当たっては、会計員から出納員への報告、出納員による現金の確認および払込みの指示を徹底した。 今後は、複数の職員によるチェックを行い、払込み遅れの防止に努める。

3 農林水産部

監査対象機関	監査結果報告年月日
丹南農林総合事務所	平成26年2月7日

監査の結果	措置の内容
1 額を定めた業務委託契約において、昨年度に引き続き、契約締結同兼契約額決定結果報告書決裁後に受託書を徴していた。 2 業務委託契約において、昨年度に引き続き、契約期間終了前に実績報告書を徴し、額の確定の起案を行っていた。	1 契約締結同兼契約額決定結果報告書決裁時に、契約相手の受託書が添付されていることの確認を行う。 2 今後は、契約業務終了後に実績報告書を徴し、額の確定を行う。

監査対象機関	監査結果報告年月日	監査の結果	措置の内容
農業試験場	平成26年2月7日	1 監視カメラ設置工事について、工事請負契約書を作成していなかった。	1 「財務規則」および「財務規則の運用について」の該当箇所を所属内の職員にメール等することで、契約書が省略できる場合について、周知・徹底した。 今後このようなことがないよう複数人でチェックを行い、契約書の作成漏れの防止に努める。

監査対象機関	監査結果報告年月日	監査の結果	措置の内容
総合グリーンセンター	平成26年2月7日	1 変更契約により契約金額が50万円以上となったグリーンパーク便所A棟床修繕において、請書を徴していなかった。 また、食用菌実験棟空調設備点検委託において、請書の履行期限について延期依頼を受けていたが、変更請書を徴していなかった。 2 審査確認済一覧表の再照合を行っていない期間があった。	1 今後は、業務内容や契約内容をよく確認し、複数の職員によるチェックを行った上で、財務規則等に則り適正な契約事務を行う。 2 審査確認済一覧表の再照合を行っていない期間について、再照合を行った。 今後は、収入・支出に係る自己審査・検査のしくみに十分留意し、複数の職員によりチェックを行い、審査・検査漏れの防止に努める。

4 土木部

監査対象機関	監査結果報告年月日	監査の結果
福井土木事務所	平成26年2月7日	1 証紙収納額報告を誤り、平成24年度歳入決算額を37,700円過少に計上していた。

措置の内容	1 過少計上分は平成25年4月分として報告を行った。今後は複数の職員によるチェックを行い、遺漏がないように努める。
監査対象機関	嶺南振興局 小浜土木事務所
監査結果報告年月日	平成26年2月7日
監査の結果	1 昨年度、一昨年度に引き続き、執行同の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。
措置の内容	1 今後は、執行同の入力が適切に行われるよう、事業担当者に加え、経理担当者がチェックを行うように改め、厳正な予算執行を行う。

福井県教育委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	嶺南教育事務所
監査結果報告年月日	平成26年2月7日
監査の結果	1 フェンス設置修繕において、契約金額を誤って契約締結していた。
措置の内容	1 契約書(請書)を締結する際、税抜きで行ってしまった。支払は税込で完了している。締結の際に契約書(請書)と関係書類との突合を厳重に実施するなど、財務規則に基づき適正な事務執行に努める。

監査対象機関	若狭東高等学校
監査結果報告年月日	平成26年2月7日
監査の結果	1 単価契約である蛍光灯処分手数料において、単価契約書を作成していなかった。
措置の内容	1 今後は、単価契約を締結したときは契約書を作成するなど、適正な事務執行に努める。

福井県監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第1項の規定に基づく協議が調ったので告示する。

平成26年5月13日

- 福井県監査委員 山本 芳男
同 玉村 和夫
同 辻岡 俊三
同 平鍋 順一
- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名

および住所

- | 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 岡田 芳明 | 福井市大宮2-3-5 |
| 上坂 誠和 | 福井市春山2-12-18 |
| 永宮 大輔 | 鯖江市柳町3-5-29 |
| 松川 浩一 | 坂井市丸岡町八ツ口10-18 |
| 高島 悠輝 | 福井市御幸2-25-60 |
| 橋本 誠人 | 福井市宝永1-29-15 |
| 藤井 宏澄 | 鯖江市定次町132 |
| 安岡 聖知 | 大野市錦町4-2 |
| 上坂 明美 | 越前市五分市町5-26 |
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部
監査人の監査を補助できる期間
平成26年5月15日から平成27年3
月31日まで

公安業務講習会

福井県公安委員会告示第54号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年5月13日

福井県公安委員会

委員長 三浦 将司

- 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務	新規取得講習	平成 2 6 年 6 月 1 8 日 (水) から平成 2 6 年 6 月 2 6 日 (木) まで	4 0 名
	追加取得講習	平成 2 6 年 6 月 2 3 日 (月) から平成 2 6 年 6 月 2 6 日 (木) まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市春山 1 丁目 7 番 3 号 染織会館 5 階会議室

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号

。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 2 3 条第 4 項の

合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条

第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事している者

カ 1 号警備業務に就任した者

キ 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事している者

カ 1 号警備業務に就任した者

キ 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

ク 1 号警備業務に就任した者

(2) 受付場所

福井県内の警察署
なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの写真 1 枚をはり付けること。） 1 通

イ 新規取得講習

(ア) 上記 3 (1)アに該当する者

a 1 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 上記 3 (1)イに該当する者

1 号警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 上記 3 (1)ウに該当する者

a 1 号警備業務に係る 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 上記 3 (1)エに該当する者

1 号警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(オ) 上記 3 (1)オに該当する者

a 1 号警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(ア) 上記 3 (2)アに該当する者

a 警備業務従事証明書 1 通

b 履歴書 1 通

c 資格者証等の写し 1 通

- (4) 上記3(2)イに該当する者
 - a 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1通
 - (ウ) 上記3(2)イに該当する者
 - a 1号警備業務に係る2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚
 - (エ) 上記3(2)エに該当する者
 - a 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1枚
 - (ウ) 上記3(2)オに該当する者
 - a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚
 - (4) 手数料
 - ア 新規取得講習 47,000円
 - イ 追加取得講習 23,000円
- に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書にはり付けると。
- なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 5 講習に関する問い合わせ先
福井県警察本部生活安全部生活環境課電話0776-22-2880(内線319)
 - 2) または各警察習生活安全課(係)
 - 6 その他
 - (1) 委託先
本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

公立大学法人福井県立大学

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5条の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月13日

公立大学法人福井県立大学

理事長 吉田 優一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品の名称および数量
コンバイン 1台
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書、入札仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (3) 納入場所
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
 - (4) 納入期限
公立大学法人福井県立大学
平成26年6月6日(金)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154

号)に基づく更正手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 県内に、本店、支店、営業所または事業所があること。

(5) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(6) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービソおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

- 3 資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、申請書に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、福井県立大学の技術的審査を受け資格の確認を受けなければならない。
 - (1) 申請書等の提出期限
平成26年5月20日(火)17時まで
 - (2) 申請書の提出方法
持参、または郵送すること。
 - (3) 提出先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学財務管理課
- 4 入札説明書等の交付等に関する事項
 - (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付期間

平成26年5月13日(火)から同年5月20日(火)まで(日曜日、土曜日を除く)の9時から17時まで

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。

なお、郵便等または電報による入札書の提出は認めない。

(2) 入札の日時および場所

ア 日時
平成26年5月30日(金)10時30分

イ 場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人 福井県立大学
附属図書館会議室

6 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制

限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) この入札にかかると一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (3) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

平成二十六年五月十三日印
平成二十六年五月十三日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五一二十七

福井県
柳竹下印刷所

☎ 三三二番